

農地法第3条申請の注意事項

★買い手、借り手の許可要件(農地法第3条第2項)

1. 農地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められること

- ※1 農地のすべてには貸付農地も含まれます。貸付農地がある場合はなぜ取得する必要があるのか?の説明が必要です。(不動産目的での取得は禁じられているため耕作目的でなければなりません。)
- ※2 違反転用、遊休農地がないこと

2. 世帯の誰かが農作業に常時従事(150日以上)すること(農業生産法人を除く)

※世帯には、当該親族の行う耕作に従事する2親等以内の親族も含まれます。ただし、遠方は不可。

3. 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと(地域との調和要件)

- ※1 既存の農業経営体の農地の面的利用について
 - ※2 地域の農業者による一体的な水利調整について
 - ※3 周辺の営農形態と調和の取れた土地利用計画について
 - ※4 土地改良施設の保全に係る共同活動の維持継続について
 - ※5 地域の実勢借賃に比べて極端に高額な賃料を設定することにより周辺地域の農地の一般的な借賃の著しい引上げをもたらさないこと
- 5項目は、生産組合長の同意で確認している。(様式に同意書がついています。)

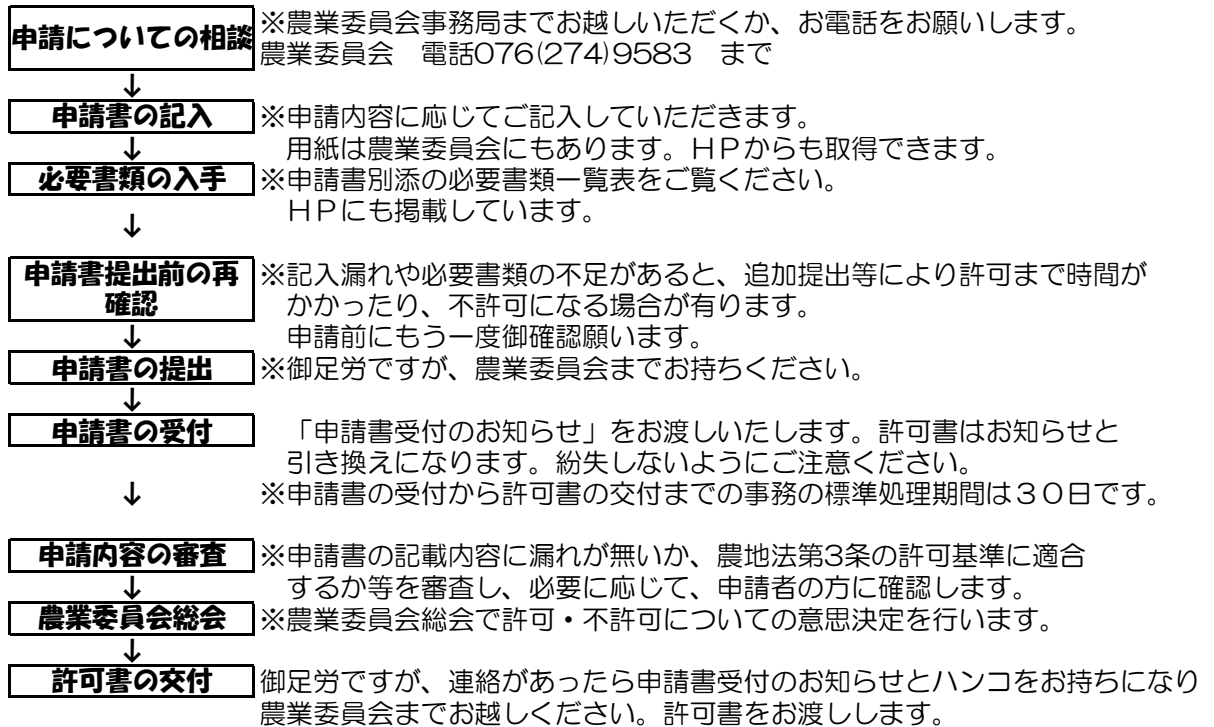
4. 土地の権利(仮登記・抵当権等)が設定されていないこと

※土地の権利者(仮登記・抵当権等)がいる場合は、その同意書が必要となります。

農地法第3条許可までの流れ（お知らせ）

農業委員会では、皆様からの御相談に対し、次のとおり手続きをさせていただきます。
なお、市許可分について申請書の受付から許可書の交付までの標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。

申請から許可までのながれ



許可書をもって手続きをお願いします。

【注意】

申請書を記載出来るのは本人または行政書士の方のみですので、ご注意ください。

※下限面積要件の廃止について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行に伴い、農地法第3条に基づく権利取得の為の下限面積要件は令和5年4月1日より廃止。